

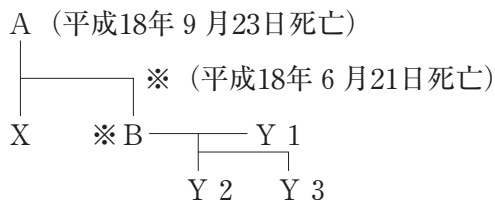
最近の判例から (15) - 遺言 -

「相続させる」旨の遺言は、推定相続人が遺言者の死亡以前に死亡した場合には、特段の事情のない限り、その効力を生じないとして代襲者の上告を棄却した事例

(最高裁 平23・2・22 金融・商事判例1366-21) 古本 隆一

遺産を特定の推定相続人に単独で「相続させる旨」の遺言は、当該遺言により遺産を相続させるものとされた推定相続人が遺言者の死亡以前に死亡した場合には、遺言者が、当該推定相続人の代襲者その他の者に遺産を相続させる旨の意思を有していたとみるべき特段の事情のない限り、その効力を生ずることはないとして、代襲者の上告を棄却した事例(最高裁第3小 平23年2月22日判決 上告棄却 金融・商事判例1366号21頁)

1 事案の概要



平成5年2月17日、Aは、複数の不動産を含むAの所有又は権利に属する財産の全部を、Bに相続させる旨の公正証書遺言を作成した。

平成18年6月21日、Bが、次いで平成18年9月23日、Aが死亡した。

Aの死亡時に既にBは死亡していたことから、この遺言は失効しているとのXの主張に対し、Y1らは代襲相続を主張した。

1審ではこの遺言は特定性を欠くことなく、遺産分割方法の指定と解するのが相当であるとしたうえで、本件遺言書について民法

994条1項(遺贈は、遺言者の死亡以前に受遺者が死亡したときは、その効力を生じない)の適用はなく、特定の遺産に関する遺産分割方法の指定に関しても代襲相続が準用されると解するのが相当であると考えるところ、Xの請求を全部棄却したので、Xが控訴した。

控訴審では、下記のとおり、原判決を取り消し、Xの請求を認容した。

遺言については、遺言書において表明されている遺言者の意思を尊重して合理的にその趣旨を解釈すべきものであるところ(最高裁平成3年4月19日第2小法廷判決)、本件遺言書による遺言には、特定の遺産について何ら行為を要することなく直ちにBに相続・承継させるという遺産分割方法の指定の趣旨が含まれているとともに、Bの相続分を全部と指定する相続分の指定の趣旨が含まれているものと解するのが相当である。

ところで、遺言は、遺言者の死亡時からその効力を生ずるのであるから(民法985条1項)、遺言者の死亡時に受遺者又は遺言により財産を承継するとされた者が存在することが必要であるのは当然のことである。もっとも、遺言の効力発生時点において遺言による指定に係る相続人が既に死亡している場合、当該遺言の趣旨として、その場合には当該相続人の代襲相続人にその効力を及ぼす旨を定めていると読み得るものもあり得るところであるが、これはあくまで遺言の解釈問題であ

る。これを本件についてみると、本件遺言は、BがAよりも先に死亡したことによって効力を生じないこととなったというべきである。

これに対し、Y 1らは下記判例違反等で原判決の破棄を求め上告した。

・東京高判平18・6・29（確定）：相続人に対し遺産分割方法の指定がされることによって、当該相続人は、相続の内容として、特定の遺産を取得することができる地位を取得することになり、その効力として被相続人の死亡とともに当該財産を取得することになる。そして、当該相続人が相続開始時に死亡していた時は、その子が代襲相続によりその地位を相続するものというべきである。遺産分割方法の指定は相続であり、相続の法理に従い代襲相続を認めることこそが、代襲相続制度を定めた法の趣旨に沿うものであり、相続人間の衡平を損なうことなく、被相続人の意思にも合致することは、法定相続において代襲相続が行われることからして当然というべきである。遺産分割方法の指定がされた場合を遺贈に準じて扱うべきものではない。

2 判決の要旨

最高裁判所は次のように判示し、Y 1らの上告を棄却した。

被相続人の遺産の承継に関する遺言をする者は、一般に、各推定相続人との関係においては、その者と各推定相続人との身分関係及び生活関係、各推定相続人の現在及び将来の生活状況及び資産その他の経済力、特定の不動産その他の遺産についての特定の推定相続人の関わりあいの有無、程度等諸般の事情を考慮して遺言をするものである。このことは、遺産を特定の推定相続人に単独で相続させる旨の遺産分割の方法を指定し、当該遺産が遺言者の死亡の時に直ちに相続により当該推定相続人に承継される効力を有する「相続させ

る」旨の遺言がされる場合であっても異なるものではなく、このような「相続させる」旨の遺言をした遺言者は、通常、遺言時における特定の推定相続人に当該遺産を取得させる意思を有するに留まるものと解される。

したがって、上記のような「相続させる」旨の遺言は、当該遺言により遺産を相続させるものとされた推定相続人が遺言者の死亡時以前に死亡した場合には、当該「相続させる」旨の遺言に係る条項と遺言書の他の記載との関係、遺言書作成当時の事情及び遺言者の置かれていた状況などから、遺言者が、上記の場合には、当該推定相続人の代襲者その他の者に遺産を相続させる旨の意思を有していたとみるべき特段の事情のない限り、その効力を生ずることはないと解するのが相当である。

前記事実関係によれば、BはAの死亡以前に死亡したものであり、本件遺言書には、BがAの死亡以前に死亡した場合にBが承継すべきであった遺産をB以外の者に承継させる意思を推知させる条項はない上、本件遺言書作成当時、Aが上記の場合に遺産を承継する者についての考慮をしていなかったことは所論も前提としているところであるから、上記特段の事情があるとはいえず、本件遺言は、その効力を生ずることはないというべきである。

以上と同旨の原審の判断は、正当として是認することができる。

3 まとめ

「相続させる」旨の遺言では、前記平18東京高判以降、代襲相続ができるか否か、意見が分かれていたが、本判決により決着がついたものであり、実務上有益と思われる。

今後、遺言を作成するに際しては、推定相続人が遺言者より先に死亡する事態を想定して作成する必要がある。